

令和5年度 九州産業工学園育英奨学生制度(抜粋)

1 学業奨学生について

- 資 格
○専願入試・前期入試で本校を志願する者。(全てのクラスを対象とする)
○3年間で欠席日数が15日未満の者。

- 選 考
○筆記試験の点数および調査書等により総合的に選考し、目安として、全受験生の上位5%が奨学生S・A、上位5~20%が奨学生B、上位20~30%が奨学生Cとする。

■ 特 典

種 別	専願入試受験者	前期入試受験者
奨学生S	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の全額を給付学習にかかる費用の一部(12万円／1年間)を給付	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の全額を給付学習にかかる費用の一部(12万円／1年間)を給付
奨学生A	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の全額を給付	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の全額を給付
奨学生B	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の半額を給付	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の半額を給付
奨学生C	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付

※「生徒納入金相当額」とは生徒納入金(授業料)から国の就学支援金を差し引いた金額と教育充実費の合計金額。

- 本奨学生制度の種別は1年ごとの更新とする。育英奨学生審査会において審査し、2年次以降の「奨学生の種別」を変更することもある。(後期入試入学生も含む)
- 本奨学生制度により給付された各納付金の返還義務はない。ただし、学業奨学生としての努力に欠け他の模範とするには不適格であると判断された場合(欠席がかさんだときも含む)は、給付額の返還や「奨学生の種別」を変更・取り消すことがある。また、奨学生Sについては「スーパー特進クラス(3年次では国立文系クラス・国立理系クラス)」への在籍を条件とする。
- 資格に定める欠席日数は、3学期制の場合は第2学期まで、2期制の場合は12月末日までとする。
- 本奨学生に採用された場合には、入学時に配布される誓約書をはじめ必要な書類を提出すること。また、本奨学生と他団体等の奨学生を兼ねることは差し支えない。

- 3年次に国立文系クラス・国立理系クラスに在籍している全員に対する恩典について
○国公立大学の受験料(2次試験)については学園が援助。

2 特別奨学生について

- 資 格
○専願入試で本校を志願する者。
○「準特進クラス」「進学クラス」もしくは「機械科」を志願する者。
○本校が指定する部活動(すべての体育系部活動と吹奏楽部)において特に優れた技能と能力を有し、他の模範となる者。
○3年間で欠席日数が15日未満の者。
○学業、生活態度ともに優秀で、出身中学校の推薦を受けた者。
○普通科を志願する者は3年次の評定値の合計(9教科)で「27」以上、機械科を志願する者は3年次の評定値の合計(9教科)で「22」以上を持つ者。
○3年次の各教科の評定値に「！」がない者。
○経済的援助を要する者。

- 選 考
○筆記試験の点数および調査書等により総合的に判断して選考する。

■ 特 典

種 別	専願入試受験者
奨学生A	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の全額を給付
奨学生B	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付生徒納入金相当額(※)の半額を給付
奨学生C	<ul style="list-style-type: none">施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付

※「生徒納入金相当額」とは生徒納入金(授業料)から国の就学支援金を差し引いた金額と教育充実費の合計金額。機械科の入学者については実習費も含む。

- 本奨学生制度により給付された各納付金の返還義務はない。ただし、特別奨学生としての努力に欠け他の模範とするには不適格であると判断された場合(欠席がかさんだときも含む)は、給付額の返還や「奨学生の種別」を変更・取り消すことがある。
- 資格に定める欠席日数は、3学期制の場合は第2学期まで、2期制の場合は12月末日までとする。
- 本奨学生に採用された場合には、入学時に配布される誓約書をはじめ必要な書類を提出すること。また、本奨学生と他団体等の奨学生を兼ねることは差し支えない。
- 日本高野連の規定により野球特待生は5人以内である。

3 弟兄・姉妹・親子受験生に対する恩典について

- 資 格
○専願入試合格者のうち、合格者の兄・姉・保護者が本校に在学または卒業していることを証明できる者。
- 特 典
○入学手続き時の施設拡充費相当額の全額(170,000円)を支給。
(学業奨学生や特別奨学生に採用された場合は、学業奨学生・特別奨学生の条件を優先するものとする。)

4 同窓会奨学金制度について

- 資 格
○本校1・2年次の成績優秀者で、特に経済的援助を必要とし、他の生徒の模範となる者。
(※ただし、学業奨学生S・A・B、特別奨学生A・Bの生徒は対象外とする。)

- 選 考
○上記資格に適合する2・3年生の中から選考する。

奨学金支給要領	対象期間	奨学金	適用人数
	12ヶ月 (4月～翌年3月)	授業料の半額相当額	12名 ※上記人数外に2名まで増員可とする。